



Title	欧州共同体におけるアグリマネタリシステムの法的側面
Author(s)	中谷, 朋昭; 出村, 克彦
Citation	北海道大学農経論叢, 51, 47-61
Issue Date	1995-03
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/11114">http://hdl.handle.net/2115/11114</a>
Type	bulletin (article)
File Information	51_p47-61.pdf



[Instructions for use](#)

## 欧州共同体におけるアグリマネタリシステムの法的側面

中谷 朋昭・出村 克彦

### Legal Aspect of the Agrimonetary System in the European Communities

Tomoaki NAKATANI · Katsuhiko DEMURA

#### Summary

In this paper, we have explored the labyrinth of regulations governing the agrimonetary system of the European Communities. Their complicated linkage is revealed through our study of the *Official Journal* and other official publications from 1962 to 1992. The following three types of regulations are surveyed;

- (a) exchange rates applied for the purposes of the common agricultural policy (CAP),
- (b) monetary compensatory amounts (MCAs),
- (c) conversion rates applied in agriculture.

Section 1 briefly outlines the system under the CAP. The other four sections of the paper deal with the legal history which can be divided into: the system under the stable exchange rates: the system in the first stage of float exchange: European Monetary System and the agrimonetary system: unity of internal market – abolition of MCAs.

Throughout the paper, the legal aspect of the system was the main focus. Much attention should be paid to the political issues for further research.

#### はじめに

欧州共同体（EC）（註1）の共通農業政策（CAP）は、市場の統一、域内優先、財政の連帯責任を基本原則としている。フェネル [13] によると、市場の統一とは「域内を通じて共通の市場制度と共通の価格形成が実施されるべきことを意味している」が、実際にはアグリマネタリシステムの存在により域内共通の価格形成は妨げられてきた。

後述のように、ECの農産物価格支持水準は、計算単位により加盟国間を通じて共通に定められた後に各国の通貨表示に変換されるため、実際の支持水準を規定する要因として変換レートは重要性を持つことになる。アグリマネタリシステムは為替変動が農業部門に与える影響を緩和するため

の一時的な手段として採用されたが、国際通貨体制が変動相場制に移行し、為替変動が日常化するなかで、CAPにおけるシステムの性格も変化していった。

本稿では、このようなシステムが持つ性格の変化を明らかにすることを目的とする。具体的には、アグリマネタリシステムの法的根拠となる規則を整理することで、背景事実と併せ、条文から性格の変化を明らかにする。

ここで各国の対応ではなく法律面に焦点を当てるのは次の理由による。第1に、ECの政策決定過程を考えれば、実施されている政策は加盟国間で形成された合意のアウトプットとしてとらえることができる。アグリマネタリシステムもこのような政策の一つであることから、その性格は各国間の合意形成とともに生じてくるといえよう。他

方、アグリマネタリシステムはCAPの枠内にある政策でもある。合意形成にあたっては、他の政策分野への配慮もなされるため、各国の対応からアグリマネタリシステムに関する部分だけを析出するのは困難である。第2に、ECが実施する政策は何らかの法律規則により裏付けられており、制度の動きを把握するためには法律面からの整理が必要である。第3に、これらの法律文書はすべて公表されているものの、その数があまりに多いため、単に法文を追跡するだけでは制度の全体像をつかめない。したがって体系的な法制度の整理が必要である。

このような観点からアグリマネタリシステムを整理した代表的な研究として、Harris [14]、フェネル [13] などがあるが、後者が扱っている最新の規則は85年のもので、それ以後約10年の動きをフォローしている研究は見あたらない。また、Noble [16] はこれまでの制度運営を詳細にまとめているが、具体的な条文への言及はほとんどなされていない。

そのため、ECの公式資料を1962年から92年末までの30年間にわたってサーベイし、背景にある事実に触れながら、システムをつかさどる規則の変遷をたどっていく。以下、第1節でアグリマネタリシステムの概要説明と規則の体系付けをおこない、続く4つの節で、画期に応じてシステムに関する規則の整理をおこなう。本稿で用いる資料は、主にEC官報(Official Journal of the European Communities: OJ)に掲載された規則(Council Regulation及びCommission Regulation)などのEC公式文書である。規則の引用にあたっては、正式名称、OJ掲載号、日付の順に記されている。なお、条文から直接引用した部分はゴシック体で表記してある。

## 1. アグリマネタリシステムの概要

CAPは、域内共通の農産物市場において、各農産物ごとに決められた支持価格により市場介入をおこない、農産物価格を一定の水準以上に維持する機能を有している。この支持価格を介入価格といい、毎年介入価格は、閣僚(農相)理事会においてECの共通通貨単位であるECU(エキュ)表示で加盟国共通の水準として決定される。

ECUで定められた介入価格は、対ECU為替レートを通じて各国通貨表示に変換される。ECUから各国通貨への変換は、為替市場において形成される交換比率(市場レート)を用いるのが一般的だが、農業部門では、理事会で定められたCAPの下でのみ有効な農業用為替レート(グリーンレート)が用いられており、ECUに対する二重為替制が採用されている。図1は、ECの主要構成国であるイギリス、ドイツ、フランスの市場レートとグリーンレートの推移を示している。この図から、グリーンレートは市場レートの影響を受けながらも準固定的つまり一定の水準を保ちながら変動していることがわかる。

また、図2は、ドイツとフランスを例に二重為替制のために為替差益が発生するメカニズムを描いたものである。為替差益の発生は、投機的な農産物貿易を助長するため、その防止策として、差益に相当する部分を、市場レートとグリーンレートとの乖離率に基づいて計算した通貨変動調整金(Monetary Compensatory Amounts: MCA)という名目の税金・補助金として賦課している。このMCAとグリーンレートを併せてアグリマネタリシステムと呼んでいる。

アグリマネタリシステムの採用は、CAP及びECの目的と矛盾する(註2)。第一に、CAPは加盟国間で統一された支持水準により農業保護をおこなうとされていた。グリーンレートが採用されることで、ECU表示では加盟国共通である支持水準も、各国通貨表示にすれば加盟国ごとに異なる。第二に、EEC設立条約第8条、9条は、加盟国間での財の自由移動を保証しており、域内関税を課すMCAはこの規定に違反すると考えられる。

そもそも農業部門でも市場レートを用いれば、このようなジレンマは回避できる。ところが、加盟国間の経済格差に起因して、ある国では対ECUレートが上昇し、一方では減価する国というように共同体内で二つのグループが形成された。対ECUレートの上昇は、ECU表示の支持価格を国内通貨に変換したときに、為替上昇分だけ支持水準の減少をもたらす。価格政策を通じた所得政策をとるとき、為替変動による目減りは受け入れられないと主張するのがドイツなどの立場であ

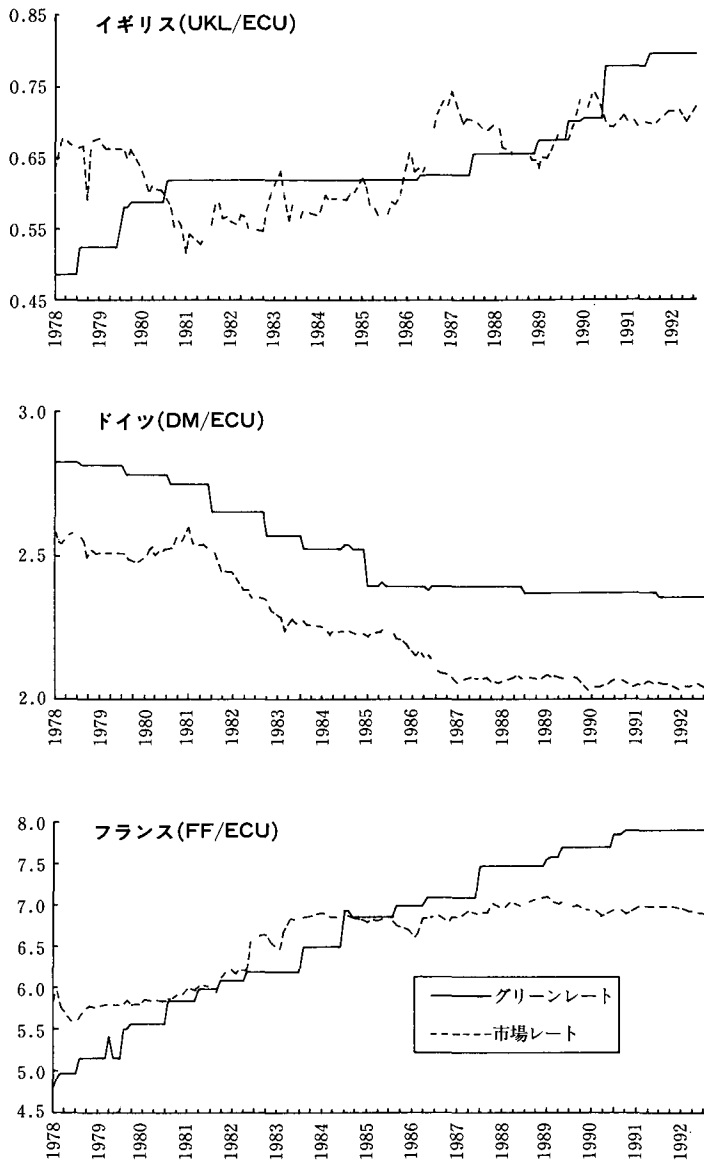


図1 グリーンレートと市場レートの推移

(出所) Commission of the EC[1]各月号より作成。

註1) グリーンレートは普通小麦に適用されたもの。市場レートには数カ月分の欠損値がある。

る。他方、フランスなどは、為替減価による支持価格の上昇を通じた農産物価格の値上がりは、国内にインフレ要因として作用するため、もともとインフレ圧力を緩和するために実施した為替減価の効果を減衰するものとして強く反対した。

アグリマネタリシステムは加盟国に一律に適用

される規則(Regulation)に基づいて運営されている(註3)。図3は、システムに関する主要な規則の変遷を示す流れ図である。共通農産物市場が設立された62年から域内市場統合直前の92年末までに採択された規則が描かれており、矢印は当該規則が統廃合されたことを示す。これらの規則

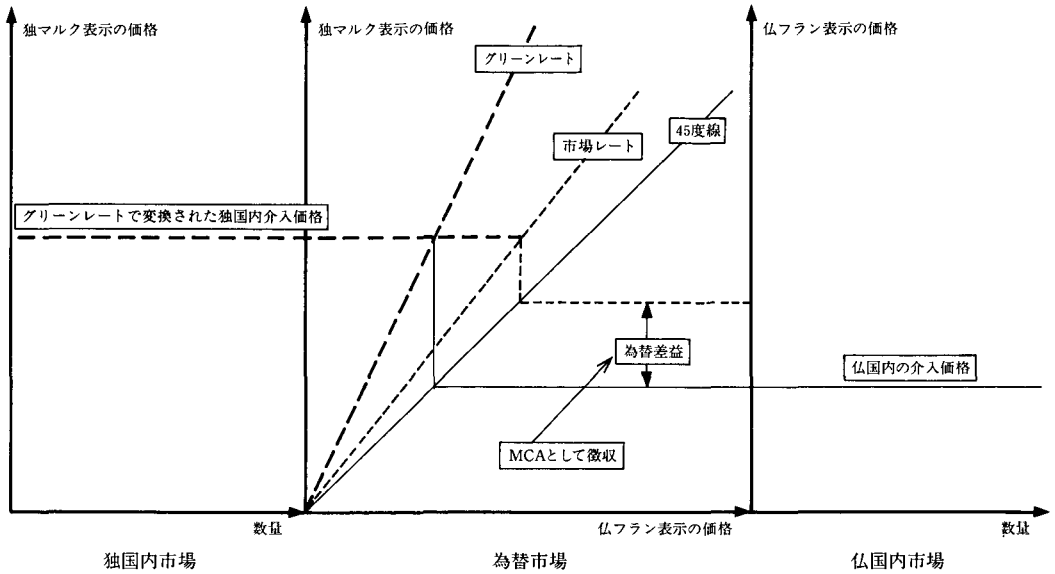


図2 EC域内貿易に適用されるMCAの概要

図の説明：いま、仏国内介入価格で仕入れた農産物を、独国内に輸送して独の介入機関に売り渡したとする。独国内ではグリーンレートで変換した介入価格が適用されるため、この価格で買い入れなければならない。受け取った代金を、今度は市場為替レートで仏フランに変換することにより、輸送コストを無視すればグリーンレートと市場レートとの乖離分だけ為替差益が発生する。この状態を放置しておけば、独の介入機関には投機的な売り渡し殺到し、正常な市場介入制度は崩壊してしまう。この問題を解決するため、為替差益に相当する部分をMCAとして両国国境での徴収を定めたのがReg.1677/85である。なお、簡略化のためMCA率の特別控除(フランチャイズ)は省略されている。

は3つの系列に大別することができる。

第1の系列は、図3の左側、規則1676/85につながる一連の規則である。EEC設立条約第207条は、加盟国の平等性を保つために、予算の単位として共通の計算単位の使用を義務づけていた。この計算単位を農業部門でも使用することを定めるのがこれらの規則である。第2の系列は、図3の中央、規則974/71から規則1677/85に統合される規則で、図2に示した問題に対処するためのもの、すなわちMCAの適用に関する規則である。第3の系列は、図3右側に示した、実際に適用されるグリーンレートの価値を定める規則である。

次節以降では、上記3系列の規則がアグリメネタリシステムの画期に応じてどのように取り扱われてきたかを見ることとする。

## 2. 固定相場制の下でのアグリメネタリシステム

ECの共通農産物市場は、一部農産物部門で62年7月1日より運営が開始され、統一価格は穀物

部門で67年7月に、他の部門では68年中に達成された。統一価格は、加盟国の通貨とは別に定められた計算単位 (Unit of Account: UA, 1 UA = 1米ドルとされた) により表示され、各国通貨へ変換された。

### 1) CAPへの計算単位の導入

ここでは、CAPの初期段階で有効な規則が、平価変更をどのように扱っていたのかを中心に見ていく。これらの規定は後述の69年の平価変更の際に適用されるべき規則であり、法律面から想定していた対応策と実際の対応策との格差を示すためである。

62年10月23日に共通農業政策に関連する諸規定においてUAの使用を定めるRegulation No 129 of the Council on the value of the unit of account and the exchange rates to be applied for the purposes of the common agricultural policy (Sp. OJ 1959-1962) が理事会で採択され、11月1日より

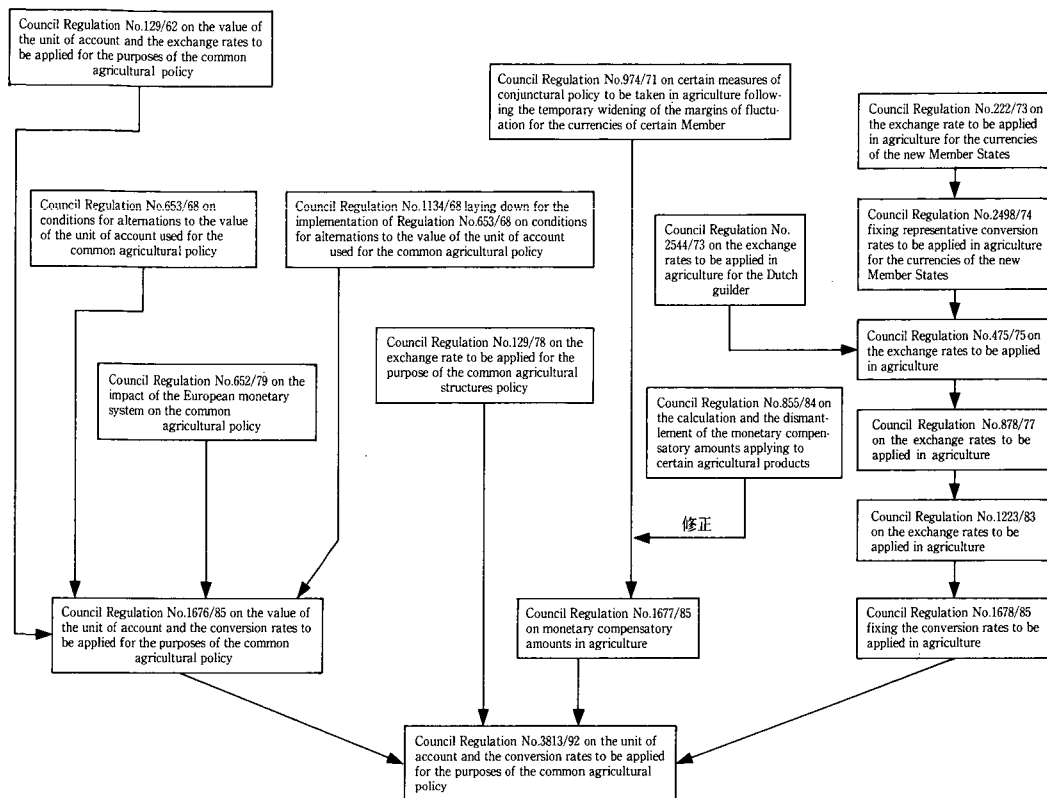


図3 アグリマネタリシステムに関する主要な規則の推移

註1) 各規則の条文を参照して作成した。

実施された。規則129/62第2条には、ある国で平価変更が実施された場合、UA表示の共通価格を各加盟国の通貨に変換するには、自動的に新平価を用いることとされていた。ただし第3条では、国際通貨基金（IMF）の規定変動幅（1%）を超えて平価の変動を加盟国が認めた場合などには、理事会あるいは委員会はこの規則から離れた暫定措置を適用できるとの規定がある。

統一価格の実現とともに、68年5月30日には Council Regulation No 653 / 68 on conditions for alterations to the value of the unit of account used for the common agricultural policy (Sp. OJ 1968 (1)) が理事会で採択された。規則653/68採択の背景には、①国際金融制度の基軸通貨である米ドルの弱体化が露呈し始め、金平価変更の可能性が高まってきたこと、②62年から順次設立された域内共通農産物市場において、過渡期間を経て達成され

つあった域内統一価格の運用にあたって、規則129/62で定められた平価変更の際する規定に対して、より詳細な規則制定の必要性が生じたことなどが挙げられる。

規則653/68では、平価変更とそれに伴うUAの変更を次の3つの場合に分けている。

- (1) すべての加盟国通貨の平価が同時かつ同じだけ変更されたとき（例えば、金の対ドル価格が変更された場合など…筆者註）、UAの金価値は、平価変更の分だけ自動的に減価あるいは増価する。（第2条）
- (2) すべての加盟国通貨の平価が変更され、かつその変化率が同一でないとき、変更された平価のうち最小の変化率にあわせてUAの価値を変更する。このとき、UAの変更は理事会が特に定めない限り自動的に実施される。（第2条）

(3) 1あるいは複数の加盟国が平価変更を発表した場合、直ちに理事会を召集し、金融委員会 (Monetary Committee) の意見を聴取した後、発表から3日以内に、UAの価値を変更するかどうか、変更の割合をどの程度にするか、について決定しなければならない。

(第3条)

また規則653/68の前文は、「CAPの枠内で固定された農産物価格は、実行可能な範囲の計算単位の変更によって、新しい状況に対応させなければならない」と規定している。つまり平価が変更されれば、UA表示の介入価格などは変化しなくても、各加盟国の通貨表示になれば平価変更分だけ上昇あるいは下落する。そしてこの規定により加盟国は平価変更の影響を自動的に受け入れなければならない。ただし第7条の規定によれば、平価を変更した国は、自国通貨表示農産物価格への影響を弱めるため、一時的に何らかの手段を採用できることになっているが、これらの手段は、統一価格制度およびEEC設立条約に反するものであってはならなかった。

## 2) フランスフランの平価変更

68年5月に発生した5月革命に端を発したストライキなどによりフランスの経済活動は麻痺し、フランスフランの通貨価値は下落した。これに対処するため翌69年8月8日、フランの金平価が11.11%切り下げられた。規則653/68前文の規定に従って農業部門でも金平価変更に応じた12.5%の切り下げが実施されれば、フランスフラン表示の介入価格などの上昇を通じて、フランス国内の農産物価格の上昇をもたらすことになる。インフレ抑圧のための平価切り下げが、共通農業政策を通じて逆にインフレを進行させる役目に転換してしまう。

規則653/68第3条の規定に基づいて8月11日に開かれた理事会では、以下の3原則を決定した(註4)。

- (1) (農業部門で用いられる) UAの価値は変更しないこと
- (2) 共同体における農産物統一価格は変更しないこと
- (3) フランス農業が、他の加盟国における状況

に徐々に適応できるような特別な手段を採用すること

さらに理事会は、この3原則を遂行するために次の6点を決定した。

- (1) UAで定められた介入価格などの政策価格、補助金は、フランスでは他の加盟国と比較してUA表示で11.11%(平価切り下げ分だけ)低く設定する。つまりこれらの価格は、69/70市場年度内は、フラン表示に変換すると切り下げ前の水準に保たれる。
- (2) 69/70市場年度終了以前に、理事会はフランスの農産物価格を調整する手段を採決する。この手段は遅くとも71/72市場年度開始までに実施されなければならない。
- (3) フランスは、EEC設立条約第235条の規定に基づき、農産物および加工農産物が第三国あるいは他の加盟国に輸出される際に、これらの製品に対して輸出課徴金を賦課する。またフランスに対して定められた価格から生じるギャップに対して、輸入補助金の支払いを認める。
- (4) 委員会は、69年11月30日までに(3)に示した手段の実施に関する報告を理事会に対しておこなう。同時に、必要であれば考えられ得る代案を提示し、特にEEC設立条約第43条に基づいた適切な提案をおこなう。理事会は欧州議会(European Parliament)と協議の上、70年1月1日以前に委員会提案に対して採決をおこなう。
- (5) フランスで適用される輸出課徴金および輸入補助金は、共同体財政の必要不可欠の部分となつてはならない。
- (6) 農産物ごとの規則の実施に関して、詳細は委員会により決定される。これらの規則は、現在の市場組織のもとで有効な規則からの乖離を含む可能性がある。

仏フランの切り下げに対してとられた措置は、規則653/68第7条の規定に反するものであった。第7条では、平価を変更した加盟国がその影響を弱めるために用いる手段は、財の自由移動を定めたEEC設立条約の達成を妨げるものであってはならなかった。しかし今回の措置は、加盟国間の統一価格を放棄し、フランスとの農産物貿易に国

境措置を導入するもので、EEC 設立条約の精神、共通農業政策の目的に反することになった。

### 3) ドイツマルクの平価変更

フランスフランの切り下げは、投機筋にフランに対する信用不安をもたらし、比較的順調な経済成長を見せていたドイツのマルクが買われるようになった。ブレトンウッズ協定では対ドル基準レートを中心として自国の為替レートを上下1%以内に抑える義務があったが、ドイツ中央銀行は投機筋のマルク買に対処することをあきらめ、69年9月29日、マルクは一時的に変動相場制に移行した。規則129/62第2条の規定によれば、共通農業政策の下で用いられる為替レートは、IMFに通告・承認された平価であった。ドイツマルクの金平価は変更されなかったため、ドイツマルク表示の介入価格などはそのまま据え置かれた。市場為替レートと公式為替レートとの乖離を放置しておけば、為替差益を求めた投機的な農産物貿易を許すことになり、介入制度の円滑な運営が妨げられることになる。

10月6日に開かれた理事会では、特に以下の3点で合意した(註5)。

- (1) 変動相場制それ自体は、共通市場とは相容れないものであること
- (2) ドイツ政府はできるだけ早く固定相場制に復帰すること
- (3) 共通農業市場を守るために今後直ちに採用される手段は、ドイツマルクの新しい平価決定と関連してとられる措置の障害となってはならないこと

委員会は10月8日、ドイツ政府に対して、ドイツ国内で、介入価格・買入れ価格が支払われる農産物に対して、それらの価格の5%を超えない輸入税を賦課する措置を承認した。

さらに10月27日にドイツマルクの金平価が9.29%切り上げられた。この結果、フランスの場合とは逆に、ドイツマルク表示の介入価格などは下落し、これらの価格によって下支えされている農産物価格も低下することになる。今回の平価変更に対してもECは、農業部門では変更以前の為替レートの使用を認め、徐々に共同体の水準に戻す措置を適用した。

ECは、なぜ法律で定められていた対処策を反故にしてまでドイツとフランスの平価変更に対処しなければならなかったのか。それは、当時(現在もそうであるが)加盟国間の政策統合が最も進んでいたのがCAPであり、為替変動による市場介入制度の混乱が原因となるCAPの崩壊、ひいては全体的な欧州統合の流れを後戻りさせないために必要だったと一般的に指摘されている(田中[18])。したがって両国に対してとられた措置は、一時的に共通市場から隔離するもので、グリーンレートを徐々に市場レート等しくすることにより、いずれ元の共通市場に復帰するはずであった。

### 3. 変動相場制初期のアグリメタリシステム

#### 1) ドイツマルク、オランダギルダーの変動相場制移行

70年代に入ると、アメリカの国際収支の赤字はますます明白なものとなり、71年5月には大規模なドル売りの為替投機が発生した。これらの資金が欧州為替市場に流れ込んだため、ドイツマルクとオランダギルダーは71年5月9日、一時的に変動相場制へ移行した。

この事態に対して理事会は5月12日、Regulation No 974/71 on certain measures of conjunctural policy to be taken in agriculture following the temporary widening of fluctuation for the currencies of certain Member States を採択、即日発効した。規則974/71は、IMFの規定で認められた変動幅よりも広く為替レートの変動を認めた加盟国、すなわちドイツとオランダに対して、国境措置の採用を認めるものである。前文と8条構成のわずか2ページほどの規則だが、そのタイトルとは裏腹に、変動幅の拡大は一時的なものではなく、スミソニアン協定の崩壊を経て永続的なものとなった。規則974/71は、度重なる修正を受けながら、85年までアグリメタリシステムの基礎となった。以下、規則974/71の詳細を見ることにする。

前文では、変動相場制への一時的な移行を認めた後、「ある加盟国において、一定の変動幅を超えて公式平価から市場為替レートが乖離した場合、共通市場の適切な機能に関して重大な困難が発生する」ため、「共同体規則の枠組みの中で、当該加盟国が他の加盟国および第三国との貿易に際し



て、補償金制度を適用することによりこれらの困難を防ぐことは正当化されるように思われる」としている。

続いて第1条第1項は、変動相場の採用が農産物貿易を混乱させる場合に限り「商取引の目的に対し、ある加盟国が、国際規則（ブレトン・ウッズ協定…筆者註）で定められた範囲を超えて自国通貨の変動を認めた場合、(a)加盟国および第三国からの輸入に税金を課する、(b)加盟国および第三国への輸出に対して補助金を交付する、ことが認められる」と定めている。第1項が適用される農産物は、(a)共通市場組織の下で、介入措置が施されている農産物、および(b)(a)で規定した農産物の価格に当該産品の価格が依存し、かつ共通市場組織の支配下に置かれているもの、あるいは、EEC 設立条約第235条の規定による特定措置の対象産物、となっている（第1条第2項）。

補償額の計算は、第2条第1項に規定されている。補償金は、以下に記す両者の差率を価格に掛け合わせて得られる額に等しい。

- ・当該加盟国通貨の IMF に通告・承認された平価
- ・上述の通貨のある期間における対ドルスポット市場為替レートの算術平均

ただし差率が2.5%を超えない場合には補償額は設定しない（第4条第1項）。

最後に、当該加盟国が固定相場制に復帰した場合、この規則の適用を直ちに取りやめる（第8条第2項）と定められている。

この条項からわかるように、69年9月のドイツマルクの一時的な変動相場制移行のときと同様、EC はあくまで CAP の基礎を固定相場制に置いていた。71年12月スミソニアン協定が成立して EC 加盟国を始めとして固定相場制が復活したものの、アメリカの国際収支が改善されないため、73年2月と3月にふたたびドル売りの為替投機が発生し、スミソニアン協定は破棄され、国際通貨体制は変動相場制へ移行した。

## 2) 共同フロートの発足とシステムの簡素化

EC 諸国は73年3月19日、全面的に変動相場制へ移行した。ただしイギリス、アイルランド、イタリアを除いた加盟国は、域内変動幅を合計

2.25%に固定し、域外に対しては変動する共同フロート制を採用して為替安定を目指した。

共同フロートにより為替変動が一時的に安定したこの時期は、暫定的な措置として71年5月に適用され、その後の度重なる修正を受けてきた規則974/71、さらにはアグリマネタリシステム全体を通じた簡素化の好機となった。

3月23日、委員会は、アグリマネタリシステム簡素化の提案を理事会に提出した。この提案を基に理事会は、4月30日、Council Regulation No 1112/73 amending Regulation No 974/71 on certain measures of conjunctural policy to be taken in agriculture following the temporary widening of the margins of fluctuation for the currencies of certain Member States (OJ L 114 73. 4. 30) を採択した。規則1112/73は、規則974/71第2条第1項で定められた MCA 計算の基礎となる為替ギャップを以下の二つのレートの差率に修正した。

- (a) 共同フロートに参加している国
  - ・ CAP の下で用いられる為替レート
  - ・ セントラルレートに起因する為替レート
- (b) 共同フロートに参加していない国
  - ・ 当該加盟国が CAP の下で用いる為替レートと公式平価（公式平価が認められない場合、(a)項で触れた加盟国通貨の各セントラルレートを用いる）との関係
  - ・ ある一定期間に記録された、当該加盟国通貨の、(a)項で触れた各加盟国通貨と関連したスポット市場レート

この規則により、MCA 計算の基礎をドルから共同フロート内の市場レートに変更し、全加盟国に代表レートが適用されることとなった。MCA 計算の具体的な方法は、Commission Regulation No 1463/73 laying down detailed rules for the application of monetary compensatory amounts (OJ L 146 73. 6. 4) に定められている。なお、この規則の第1条で初めて、規則974/71第1条で規定された「補償金」を、以後、「通貨変動調整金 (Monetary Compensatory Amounts; MCA)」と呼ぶ、とされた（註6）。

本節で対象とした60年代末から70年代中葉にかけては、ドル依存からの脱却と加盟国通貨の安定を求めた時期であったということが出来る。前者

はこの時期を通じて基軸通貨としてのドルの重要性が低下することにより結果的には達成されたものの、後者は石油危機などの影響もあり達成することはできなかった。為替市場の安定が実現されない限り、CAPの維持にはアグリマネタリシステムが必要とされるのは第1、2節で指摘した通りである。

これらを裏付ける資料として、表1に69年から76年までの通貨情勢とアグリマネタリシステムの推移を示した。この表から、通貨情勢が不安定であること、MCAは適用・導入を繰り返してきたことが見て取れる。これは、必要性がなくなると直ちにMCAを撤廃して共通市場の建て直しをはかるものの、通貨変動に追いつかず、再導入せざるを得なかったためである。したがってこの時期のアグリマネタリシステムは、EEC設立条約やCAPとの矛盾を抱えながらも、EC統合を推進するための「必要悪」(Commission of the EC [9])であったということができよう。

#### 4. 欧州通貨制度の下でのアグリマネタリシステム

共同フロートによる為替安定化が行き詰まりを見せたため、79年3月12日に、新たな策として、加盟国通貨のバスケット方式で決められるECU導入を柱とした欧州通貨制度(EMS)が発足した。

##### 1) 農業部門へのECUの導入

ECUは、Council Regulation No 652/79 on the impact of the European monetary system on the common agricultural policy (OJ L84, 79. 3. 29)により、4月9日から農業部門に導入された。

ECU導入に先立ち、77年から78年にかけて既存のアグリマネタリシステムの改革案が委員会から提出されていた。しかし共同フロート参加国の通貨(マルク、ギルダなど)と非参加国の通貨(ポンド、リラなど)との開きが大きくなり、77年6月には、イギリスとドイツの間で共通価格水準に最大40%もの格差が発生した。この原因は、共通価格水準を決定するUAつまりグリーンレートが依然として金平価に基づき、一方、通常の為替レートは経済情勢を反映した代表レートが用い

られているためである。

委員会は78年11月22日、CAPにECUを導入する提案を理事会に送った。規則652/79の元になる提案である。この提案に関する理事会審議は、既存のMCA水準削減などが含まれていたため各国の反対にあい、採択は79年3月29日までずれ込んだ。規則652/79は当初同年6月30日までの時限立法として成立したが、有効期間が数回延長され、最終的に規則1676/85に統合された。

##### 2) スイッチオーバーメカニズム

この時期、MCA計算の基になる為替レートの定義を変更するだけでなく、MCA自体を削減する動きがでてきた。80年7月、EC委員会はMCA削減に関する法律改正原案を理事会に提出した(Commission of the EC [7])。この時期になると為替下落国の主張は弱まって、為替上昇国、特にドイツの要求がアグリマネタリシステムに強く反映され始めた。この原案はポジティブMCAを持つ国の支持価格下落を招く内容となっていたため、ドイツが強く反発し、以後3年間に数回の修正提案が委員会より提出され直した。それでもMCA削減に合意が得られず、最終的に84年2月の理事会でドイツ代表が提案した方法が採用された(註7)。

この方法はスイッチオーバーメカニズムと呼ばれるもので、対ECUセントラルレートに一定の修正係数(correcting factor)を掛け合わせ農業用セントラルレート(グリーンセントラルレート)とし、強い通貨の為替乖離率(ポジティブMCA)を、弱い通貨の乖離率(ネガティブMCA)に転換(switch-over)する。スイッチオーバーメカニズムはCouncil Regulation No.855/84 on the calculation and the dismantlement of the monetary compensatory amounts applying to certain agricultural products (OJ L90, 84. 4. 2)によって導入された。修正係数は、EMS内で通貨調整が行われた場合に最強通貨の価値変動にあわせて変更されるため、「強い通貨のシステム」とも呼ばれている。

スイッチオーバーメカニズムにより新たなポジティブMCAは発生は抑制され、ネガティブMCAの増大によって通貨変動の調整が行われるようになった。このような政策が採られたのは、

表1 通貨情勢とアグリマネタリシステムの推移

日付	通貨情勢	アグリマネタリシステム情勢
69 8.11	仏フラン, 11.11%切り下げ	固定MCAを一時的に適用 (71.7.31まで)
9.29	独マルク, 一時的に変動相場制へ移行	固定MCAを一時的に適用 (10.8-26)
10.26	独マルク, 9.29%切り上げ	固定MCAを一時的に適用 (12.6-31)
71 2.22		仏の豚肉, 鳥肉, 鶏卵部門のMCAを廃止
5.9	マルク, 蘭ギルダール, 変動相場制へ移行	両国の主要農産物に可変MCAを導入 (5.12-8.27)
7.31		69年のフラン切り下げによるMCAの完全撤廃
8.15	米ドルの金兌換停止 (ニクソン・ショック)	
8.24	ベルギー・フラン, イリラ変動相場制へ移行	
8.27		可変MCAを独, ベネルクス, 伊に導入
12.18	スミソニアン合意成立	
72 1.3		仏に可変MCAを導入
2.1		油量種子部門のMCA廃止
2.14		加工用冷凍牛肉・子牛肉のMCA廃止
4.24	トンネルの中のヘビ始動	
5.8	スミソニアン合意によるドルの切り下げ実施	
5.15		ドル切り下げによって為替変動が安定したため, MCAの削減と伊のMCA廃止
12.26		仏のMCA適用を一時的に中断
73 1.1	(デンマーク, アイルランド, 英のEC加盟)	
2.1		新規加盟国の通貨に代表レートが導入される
2.7		仏にMCAを再導入
2.12	ドル10%の再切り下げ	
2.13	リラ変動相場制へ移行	伊にMCAを再導入
2.26		全加盟国にMCAを導入
3.5		仏のMCAを廃止
3.19	マルク3%切り上げ, 他の加盟国通貨とともに変動相場制へ移行	
	スミソニアン合意の破棄—世界的な総フロート制へ	
	EC諸国は, 域内変動幅固定, 域外変動の共同フロートへ移行 (トンネルのないヘビ)	
3.26		仏にMCAを再導入
4.30		MCA計算の基礎になる為替ギャップの定義を変更 (ドルを基にした計算をやめる) し, 代表レートを全加盟国に適用する
6.4		共同フロートにより為替変動安定, ベネルクスと独のMCA固定, 仏とデンマークのMCA消滅
6.29	マルク5.5%切り上げ	独の固定MCA変更
9.17	ギルダール5%切り上げ	ギルダールに代表レートを設定
11.1		リラに代表レートを設定
74 1.19	フラン, 共同フロートを離脱, 単独フロートへ	仏にMCAを再導入
10.7		英とアイルランドの代表レートを分離, 両国のMCAは同一でなくなる
10.28		リラの代表レート変更, 伊のMCA消滅
12.2		伊にMCAを再導入
75 5.19		仏のMCAを廃止
7.10	フラン, 共同フロートへ復帰	
7.30		伊のMCAを撤廃
76 1.21	イタリア銀行, リラの買い支えをやめる	
2.9		伊にMCAを再導入
3.15	フラン, 再び共同フロートを離脱, 単独フロートへ	
3.25		仏にMCAを再導入
10.17	クローネ4%切り下げ	
10.20		デンマークにMCA再導入
10.28		クローネの代表レート4%切り下げ, デンマークのMCA撤廃

(出所) Commission of the EC[6]

ネガティブ MCA の増大自体は域内関税解消に負の効果を持つものの、支持価格上昇につながるネガティブ MCA の解消は一般的に受け入れやすい点が理由として挙げられよう（フェネル [13]）。

規則855/84は、規則974/71が受けた数多くの修正の中で、最も重要な修正規則とすることができる。これらの修正事項及び規則974/71を廃止、統合した規則が規則1677/85である。

### 3) 規則の統合—85年の法改正—

変動相場制への移行から約10年を経て、様々に入り組んだ規則を統合するため、85年6月、Council Regulation No 1676/85 on the value of the unit of account and the conversion rates to be applied for the purposes of the common agricultural policy, Council Regulation No 1677/85 on monetary compensatory amounts in agriculture, Council Regulation No 1678/85 fixing the conversion rates to be applied in agriculture（三規則とも、OJ L164, 85. 6. 24）と題された3つの規則が採択され、86年1月1日から施行された。

以下それぞれの規則についてその概要を見ることにする。

#### (1) Regulation No 1676 / 85

規則1676/85の目的は第1に、固定為替制度および変動相場制初期に採択された規則が現実に則さなくなったため、新たな代替手段を定める点にある。共通の計算単位は欧州通貨単位（ECU）とすること（第1条第1項）と規定されている。第2に、①加盟国通貨表示額から ECU への変換、② ECU 表示額から ECU への変換、③ある加盟国の通貨表示額から他の加盟国通貨額への変換には、グリーンレートをを用いること（第2条第1項）とされているが、ここでいうグリーンレートは、農業以外でも使用される対 ECU セントラルレートを通常用いるものの、それと異なったレートを農業用に設定できるとも規定されている（第2条第2項）。CAP の下で二重為替制度が正当化されるのは、この規定によるためである。また、グリーンレートの決定は、EC 委員会からの提案により理事会において特定多数決により決定される（第2条第3項）。これまで用いられてきた計算単位

（UA）は、 $1 \text{ UA} = 1.208953 \text{ ECU}$  として変換することが記されている（第13条）。

#### (2) Regulation No 1677 / 85

規則1676/85は統一通貨を持たない EC が、ECU から各国通貨に変換する際の一般的なルールを定める規則であるのに対し、規則1677/85は、二重為替制から生じる問題に対処する規則である。

この規則の前文では、「市場レートと異なるグリーンレートの存在は、CAP の機能を大きく妨げるもの」と位置付け、グリーンレートが価格に与える影響は「特に介入制度の適切な役割を危機にさらすものである」として、「二重為替の格差を埋めるために貿易に MCA を適用することは（中略）正当なもの認められる」と記されている。

規則1677/85第1条第1項は、「グリーンレートと市場レートの乖離がある場合、この規則で規定された方法により MCA は域内貿易および域外貿易に適用される」と規定している。MCA は「(1) 共通農産物市場組織の下にあって、介入制度の適用を受ける農産物（基本農産物）、(2) 製品の価格が基本農産物の価格に依存し、かつ共通市場組織の下で扱われているかあるいは特別の貿易規則の対象となっている製品（派生農産物）」に適用される（第4条1項）。

MCA の計算方法は、第5条に規定されている。基本農産物には、メタリギャップ（MCA 率）を価格（通常介入価格が用いられる）に掛け合わせた額が MCA として適用される。派生農産物に対しては、MCA が適用された基本農産物が当該派生農産物の価格に与える影響と等しい MCA が適用される（第1項）。

#### (3) Regulation No 1678 / 85

規則1678/85は、規則1676/85で触れたグリーンレートを、各国各農産物ごとに定める規則で、詳細は付属書（Annex）に記載され、必要な度はこの付属書は改正される。この当時、グリーンレートは農産物の市場年度の開始とともに変更されていたため、一つの国でも農産物ごとに数種類のグリーンレートが存在していた。表2に規則1678/85付属書に定められたフランスに適用され

表2 規則1678/85によりフランスに適用されるグリーンレート

	84/85市場年度のグリーンレート		85/86市場年度のグリーンレート	
	1ECU=FF	適用期限	1ECU=FF	適用開始日
牛乳・乳製品	6.93793	85.5.26	7.1059	85.5.27
牛肉・子牛肉	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27
羊肉	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27
砂糖・イソグルコース	6.86866	85.6.30	7.00089	85.7.1
穀物				
デュラム小麦など	6.86866	85.6.30	7.00089	85.7.1
とうもろこし	6.86866	85.7.31	7.00089	85.8.1
その他	6.86866	85.7.31	7.00089	85.8.1
コメ	6.86866	85.8.31	7.00089	85.9.1
鶏卵・家禽肉など	6.86866	85.7.31	7.00089	85.8.1
豚肉	7.1059	85.7.31	7.1059	85.8.1
ワイン	7.1059	85.8.31	7.1059	85.9.1
魚類	6.86866	85.12.31	7.00089	86.1.1
タバコ	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27
種子	6.49211	85.6.30	6.49211	85.7.1
オリーブ油	6.86866	85.10.31	7.00089	85.11.1
油糧種子				
菜種油	6.86866	85.6.30	7.00089	85.7.1
ヒマワリ油・亜麻仁油	6.86866	85.7.31	7.00089	85.8.1
大豆油	6.86866	85.8.31	7.00089	85.9.1
乾燥飼料	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27
雑豆	6.86866	85.6.30	7.00089	85.7.1
ハウチワマメ	6.86866	85.6.30	7.00089	85.7.1
麻	6.86866	85.7.31	7.00089	85.8.1
カイコ	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27
綿	6.86866	85.8.31	7.00089	85.9.1
果実・野菜				
サクランボ	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27
キュウリ	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27
トマト	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27
ズッキーニ	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27
ナス	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27
カリフラワー	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27
ブラム	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27
アンズ	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27
モモ	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27
ブドウ	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27
セイヨウナシ	6.86866	85.5.31	7.00089	85.6.1
レモン	6.86866	85.5.31	7.00089	85.6.1
パタピアンエンダイブ	6.86866	85.6.30	7.00089	85.7.1
キャベツ・レタス	6.86866	85.6.30	7.00089	85.7.1
リンゴ	6.86866	85.6.30	7.00089	85.7.1
マンダリン	6.86866	85.9.30	7.00089	85.10.1
オレンジ	6.86866	85.9.30	7.00089	85.10.1
アーチチョーク	6.86866	85.9.30	7.00089	85.10.1
上記以外	6.86866	85.5.26	7.00089	85.5.27

(出所) 規則1678/85付属書

るグリーンレートを掲げる。85/86市場年度開始とともに用いられるレートは3種類、適用開始日は8種類存在するのがわかる。グリーンレートは農産物価格の支持水準を決める大きな要因であるため、このように農産物ごとにグリーンレートが設定され、複雑な制度をより一層わかりにくくしてしまった。

EMSの下でのアグリメタリシステムは、ECUの導入とスイッチオーバーメカニズムで特徴づけられる。EMSによって80年代末から92年夏にかけて通貨情勢は安定した。この過程で価格支持水準を決定する要因としての性格が強まっていったと考えられる。その結果、各農産物ごとにグリーンレートが設定され、一方でMCAの削減に際しては支持水準の下落につながる強い通貨の国への影響を回避するスイッチオーバーメカニズムが用いられたのである。

同時に、80年代は、農産物過剰問題の発生と市場統合へ向けた新たな動きが現れた時期にもあたるところ。これについては次節で触れることとする。

## 5. 域内市場統合の完成— MCAの廃止—

85年6月14日に、「域内市場の統合に向けて」と題される白書（Commission of the EC〔8〕）が発表され、域内市場統合の目標を92年末に設定した。白書は市場統合までに除去すべき物理的障害の一つとしてMCAを挙げ、そのために市場レートの変動に呼応したグリーンレートの調整が必要であると指摘した。

また、アグリメタリシステム改革と関連して、80年代に顕在化した農産物過剰問題を解決するため、増産を刺激する価格政策を通じた所得政策から、両者を切り放した直接所得補償へと政策の重点を移したことに注意する必要がある。Commission of the EC〔9〕は、「市場レートに近づけるグリーンレートの変更は、価格支持水準の引き下げにつながる加盟国の反対によって不可能である」と記している。直接所得補償への移行は支持水準決定に際するグリーンレートの比重を弱める動きをすると考えられる。

アグリメタリシステムをめぐる情勢がこのように変化したことを受けて採択されたのが、Council Regulation No 3813 / 92 on the unit of

account and the conversion rates to be applied for the purposes of the common agricultural policy (OJ L387, 92. 12. 31)で、94年11月末においてアグリメタリシステムの基礎となる規則である。

先の規則1676/85では、グリーンレートは委員会の提案に基づき理事会において決定されると定められていた。そのため各国の恣意性が入る余地が残されており、市場レートの動きをグリーンレートに反映させるのは困難であった。特に支持水準の低下をもたらすグリーンレートの切り上げは難しく、図1に示したように市場レートとの乖離幅ははだいに大きくなっていった。

この点に関して規則3813/92第3条1項で「(前略)農業用為替レートは委員会により決定される」と改められ、その条件は及び方法は第4条に定められている(註8)。域内国境検問の廃止により、為替ギャップをMCAで埋め合わせることができないため、グリーンレートの自動調整策が必要なためである。

またMCAが撤廃されるため、EMS内で2.25%の変動幅を保持する通貨(註9)にはグリーンセントラルレート(4節2)を参照)と等しいレートがグリーンレートとして用いられている。規則3813/92の適用により農業者の所得が減少した場合は、3年間に限り生産に結びつかない補助金を交付して補うこととされた(第8条)。

規則3813/92が重要な意味を持つのは、MCAの撤廃とともに、グリーンレートの自動調整策と直接所得補償が明記された点にあるといえる。グリーンセントラルレートの存続で強い通貨のシステムが引き続き用いられているものの、自動調整策の明記により、「アグリメタリシステムの調整は理事会レベルではもはや政治的な問題ではなく」(Leenders〔15〕, 註10)、委員会に決定権が移された。規則3813/92は、保護水準の決定要因というアグリメタリシステムの性格を弱め、デカップリングに重点を置いた政策への移行を示唆するものと考えられる。

## 6. おわりに

本稿はこれまでの規則をたどることによりアグリメタリシステムが持つ性格の変化をたどってきた。要約すれば次の3点を指摘できよう。

- ① CAP を維持するため、さらには統合を後戻りさせないための手段として導入された
- ② 為替市場の不安定により、価格支持水準の決定要因としての性格を強めていった
- ③ デカップリングにより価格政策の比重が低下するとともに、支持水準の決定要因としての性格は弱まっていった。市場統合はこの動きを加速する役割を果たした

市場統合以後も「経済・通貨同盟（EMU）が達成されるまでは、ECU 表示の価格は各国通貨によって支払われなければならない、農業部門で用いられる変換レートを決定しなければならない。これらの変換レートは現実の経済・金融情勢を密接に反映する一方で、適度に安定していなければならないため」（規則3813/92前文）、グリーンレートは引き続き用いられている。

「アグリマネタリシステムは政治的な問題ではなくなった」という政策担当者の発言は、それ以前は政治的な問題であったことの裏返しでもある（Phillips [17]）。折から、95年以降のアグリマネタリシステム改革案が発表されるとの情報（Agra Europe [11]）もあり、この過程も含め、本稿であまり触れられていない各国の政治的な対応から見たアグリマネタリシステムの性格の変化については、今後の課題としたい。

#### 〔付 記〕

規則からの引用部分は筆者が翻訳したものである。正文は条文を直接参照されたい。

#### 〔註〕

- 〔註1〕 93年11月の欧州連合条約発効により、ECは欧州連合（EU）の主要な構成機関として位置づけられているが、分析期間が主として92年末までであるため、以下では従来通り EC という呼称を用いる。
- 〔註2〕 ただし、MCA は為替変動によって生じる貿易の混乱を防ぐ法的手段として欧州裁判所（Court of Justice）に認められている。Bulletin of the EC, 75年3月号, p. 38.
- 〔註3〕 EEC 設立条約第189条は加盟国に対して拘束力を持つ法規として規則（Regulation）、指令（Directive）、決定（Decision）の3つを挙げている。このうち規則が最も拘束力が強く、すべての加盟国に直接適用される。

〔註4〕 Bulletin of the EC, 69年9/10月号, pp. 46-47.

〔註5〕 Bulletin of the EC, 69年11月号, pp. 38-40.

〔註6〕 MCA に対して、新規加盟国の通貨には加盟調整金（Accession Compensatory Amounts）が適用される。

〔註7〕 Bulletin of the EC, 84年2月号, p. 65.

〔註8〕 具体的な方法は複雑で、詳細は Agra Europe [12] 及び Noble [16] を参照。

〔註9〕 93年1月1日の時点で2.25%の変動幅を保持する通貨は以下の通り。

ベルギーフラン、デンマーククローネ、ドイツマルク、オランダギルダー、フランスフラン、アイルランドポンド

上記通貨は規則3813/92により固定通貨として扱われている。

これ以外のギリシャドラクマ、イタリアリラ、ポルトガルエスクード、スペインペセタ、イギリスポンドは変動通貨として扱われている。しかし、93年8月2日の欧州通貨混乱により EMS の変動幅が拡大され、94年11月末の時点で、すべての通貨は変動通貨として扱われている。

〔註10〕 Toon Leenders 氏は93年のアグリマネタリシステム改革案作成に携わった EC 委員会農業総局の官僚である。

#### 〔引用・参考文献〕

欧州共同体公式資料（引用した規則の掲載号は本文中に示してある）

- 〔1〕 Commission of the European Communities, Bulletin of the European Communities, various issues, 1969-1993 (monthly).
- 〔2〕 Commission of the European Communities, Official Journal of the European Communities, Special Edition 1959-1962, 1972.
- 〔3〕 Commission of the European Communities, Official Journal of the European Communities, Special Edition 1968 (1), 1972.
- 〔4〕 Commission of the European Communities, Official Journal of the European Communities, Special Edition 1971 (1), 1972.
- 〔5〕 Commission of the European Communities, Official Journal of the European Communities, various issues, 1973-1993 (daily).
- 〔6〕 Commission of the European Communities, Economic Effects of the Agri-monetary System, COM (78) 20 final, 1978.
- 〔7〕 Commission of the European Communities, Common Agricultural Policy - Proposal of the Commission, COM (83) 500 final, 1983.

- [ 8 ] Commission of the European Communities, Completing the Internal Market : White paper from the Commission to the European Council, COM (85) 310 final, 1985, p. 12.
- [ 9 ] Commission of the European Communities, Report on the Agri-monetary System, COM (87) 64 final, 1987, p. 3.
- [10] Commission of the European Communities, Proposal for a Council Regulation (EEC) on the unit of account and the conversion rates to be applied for the purposes of the common agricultural policy, COM (92) 275 final, 1992.
- pp. 91-106.
- [14] Harris, Simon, et. al, The Food and Farm Policies of the European Community, John Wiley & Sons, 1983, pp. 187-214.
- [15] Leenders, Toon, The New Agrimonetary System for the Single Market, paper presented at the Agra Europe Outlook Conference, Agra Europe (London), 24 2 94, p. 11.
- [16] Noble, Joan, The New Agrimonetary System - How does it affect food and agriculture? -, Agra Europe Special Report No. 70, Agra Europe, 1993.
- [17] Phillips, Peter W. B., Wheat, Europe and the GATT, Pinter Publishers, 1990, p. 60.
- [18] 田中素香「EECの農業と国境調整」【経済評論】1978年5月号, pp. 106-114。
- [19] 田畑茂二郎, 高林秀雄編, 『基本条約・資料集』, 東信堂, 1991年。
- [20] 渡辺寛, 『迷走するECの農業政策』, 批評社, 1994年。
- [21] 横田喜三郎, 高野雄編, 『国際条約集(第4版)』, 有斐閣, 1978年。

### その他

- [11] Agra Europe, No. 1619, 11. 11. 1994, pp. p/1-p/3.
- [12] Agra Europe, C. A. P. Monitor, continuously updated.
- [13] フェネル著, 荏開津典生・柘植徳雄訳, 『ECの共通農業政策 第2版』, 大明堂, 1989年, p. 14,